

議第63号

行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案

行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項第1号中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第1種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に許可した行政財産の使用に係る使用料の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士